

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで！

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

協会けんぽの保険料率が改定されます

平成30年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率について右表のとおり改定が発表されました。[平成30年3月分\(4月納付分\)から改定となります](#)ので、給与計算の際にはご注意ください。

※40歳から64歳までの方(介護保険2号被保険者)はこれに全国一律の介護保険料率(1.57%)が加わります。

Q:なぜ都道府県によって保険料率が違う?

→A:都道府県ごとに必要な医療費(支出)が異なるからです。

健康保険は病気やけが、またはそれによる休業、出産、死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の医療費に基づいて算出されています。疾病の予防などにより加入者の医療費が下がれば、その都道府県の保険料率は下がり、逆に医療費が上がれば保険料も上がる仕組みになっています。

Q:保険料は何に使われているの?

→A:加入者の医療費が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金が約4割です。

協会けんぽの収入の内訳は、国庫補助金等が約13%、保険料収入が約87%となっており、加入者と事業主の保険料が重要な財源となっています。その使い道は、加入者の医療費が約6割、高齢者の医療を支えるための拠出金等が約4割です。

Q:育児休業中も保険料を支払うの?

→A:必要書類を年金事務所に提出することで、免除を受けられます。

法定の育児休業等期間中の保険料免除を受けようとする事業主は、年金事務所に「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を提出します。免除となるのは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間です。

尚、休業終了予定日前に当該育児休業等を終了した場合は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」を提出します。

【協会けんぽより】

所員紹介～中村 理恵～

今年1月に入所しました、中村理恵と申します。お客様の更なるご発展のため、事務所の一員として努力して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

私事ですが、趣味はフラメンコ舞踊です。と申しますと、よく『バラをくわえて踊るんだよね』と言われるのですが、決してバラをくわえて踊るのが定番ではありません!(演出でバラをくわえることはあるかもしれませんが...)フラメンコでよく用いる小道具としては、パリージョ(=カスターネット)、アバニコ(=扇子)、コルドベス(=帽子)があります。

またフラメンコ舞踊では、力強いサパトス(=靴)の音の特徴ですが、これはつま先と踵にたくさん打ち付けられた釘の音です。汗だくになるまでステップを踏んでいると、無心になり、ストレス解消にとってもお勧めです!

フラメンコは踊り手に目が向きがちですが、本来は、喜怒哀楽の人生観を表現した歌(カンテ)とギターが主役とされています。スペイン語の歌詞とギターを聞きながら、三者が一体となって情感豊かに踊る踊りです。(残念ながら私はスペイン語もわかりませんが...)

通算10年ちかく習っておりますが、同じ曲でも踊る度に新しい発見があり、やはり芸事は奥が深いなあと思います。芸事同様、仕事もまた一朝一夕にはいきません。いずれも現状に満足することなく、日々精進していきたいと思っております。



経営者及びIT担当者必見! 生産性向上ツール講座を3/6(火)に開催します! ⇒<https://k-s-j.net/>